

西東京市都市農地の保全等検討庁内プロジェクトチーム設置要領

第1 設置

令和元年7月22日に、西東京市都市計画審議会より、市長に対して建議のあった、「都市農地の保全と価値創造に関する提言」（以下「提言」という。）について、課題等を整理し、具体の対応策を検討するため、西東京市都市農地の保全等検討庁内プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

第2 所掌事務

プロジェクトチームは、年々減少している都市農地の保全や新たな価値の創造に関して、提言に示された内容について必要な調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

第3 構成

プロジェクトチームは、次に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 企画部長
- (3) 企画部企画政策課長
- (4) 企画部財政課長
- (5) 生活文化スポーツ部長
- (6) 生活文化スポーツ部産業振興課長
- (7) みどり環境部長
- (8) みどり公園課長
- (9) 都市整備部まちづくり担当部長
- (10) 都市整備部都市計画課長
- (11) 農業委員会事務局長

2 プロジェクトチームに座長を置く

3 座長は、副市長をもって充てる。

第4 招集等

座長は、プロジェクトチームを招集し、会議を総理する。

2 プロジェクトチームは、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、都市整備部まちづくり担当部長がその職務を代理する。

4 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者をプロジェクトチームに出席させ、意見を聴取することができる。

第5 庶務

プロジェクトチームの庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

第6 委任

この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームに関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月5日から施行する。